

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

検察官の上告趣意は、判例違反をいう点を含め、実質はすべて事実誤認、単なる法令違反の主張であり、弁護人西田健の上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年七月一三日

最高裁判所第三小法廷

| | | | |
|--------|-------|---|---|
| 裁判長裁判官 | 環 | 昌 | 一 |
| 裁判官 | 江 里 口 | 清 | 雄 |
| 裁判官 | 高 辻 | 正 | 己 |
| 裁判官 | 横 井 | 大 | 三 |